

第 2 2 回 徳島県規制改革会議

次 第

日 時 : 令和 5 年 7 月 2 7 日 (木)
1 5 時 1 5 分 から

場 所 : 県庁講堂

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 報 告
県の規制改革の方針について
- 4 協 議
「第 2 1 回会議時提案」に関する意見交換
- 5 閉 会

【配付資料】

資料 1	第 1 次から第 7 次提言における主な成果
資料 2	第 2 1 回会議時提案への現況整理表
参考資料 1	地方における交通弱者対策
参考資料 2	障がい者の事務手続き簡素化
参考資料 3	保育所への申請事務簡素化
参考資料 4	農産物の輸出
参考資料 5	有機農業の推進
参考資料 6	リスクリングの推進
参考資料 7	第 2 1 回議事要旨
参考資料 8	規制改革会議設置要綱

第 1 次から 7 次提言における主な成果

1. 第 1 次提言

民泊について

【対応状況】

- ・旅館業法施行令等の改正に呼応し、徳島県旅館業法施行条例を改正（H 28.10）
- ・「シームレス民泊取扱要綱」を制定し、シームレス民泊を推進（H 29.1）
- ・とくしま民泊推進会議を設置（H 28.11）し、民泊の普及を推進
- ・「とくしま農林漁家民泊確認要綱」を改正し、「分散型民泊」を制度化（H 30.4）

2. 第 2 次提言

行政手続きの簡素化について

【対応状況】

- ・ A I を活用した民泊導入サポートシステムの運用（H 30.3 ～ 8）
- ・ 24 時間、県民からの問い合わせに対応する、とくしま丸ごと A I コンシェルジュ運用開始（R 2.4）
- ・ RPA を活用した会計事務自動化の実証（H 30 ～ R 2）

3. 第 3 次提言

「子ども食堂」の普及促進

【対応状況】

- ・ 徳島県子どもの居場所づくり推進会議の立ち上げ（H 30.10）
- ・ 徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドラインの策定（H 31.5）

4. 第 4 次提言

「個々の事情に応じた就労」のためのテレワークの推進

【対応状況】

- ・ 専門家チームを編成し、就労支援を含めた支援体制の構築（R2 ～）
- ・ 企業向けのパンフレットの作成や講座の開設
- ・ 県庁におけるテレワーク従事の簡素化（R3.5）

5. 第5次提言

「行政手続きの簡素化、デジタル化」の推進

【対応状況】

- ・ 県の裁量で見直し可能な「押印」について、合理的な理由があるものを除き、原則廃止することとし、関係条例、規則、要綱の改正(R2.10～)
- ・ 介護保険事業者の指定申請をはじめとする各種申請・届出に際し、県へ提出する書類への押印を不要とした(R3.4～)
- ・ 障害福祉サービス等に係る各種様式の押印手続きの見直し(R3.5)

6. 第6次提言

「DXに向けた5Gの取組み推進」

【対応状況】

- ・ 本県の「ローカル5G」と携帯電話の「キャリア5G」との間でアンテナなどの通信設備を共有する「ローカル5Gインフラシェアリング」を全国で初めて本県が導入(R4.12～)

7. 第7次提言

「災害対策のための自主的な取組み推進」

【対応状況】

- ・ 地域住民が地域の実情に応じて企画、率先して取り組む活動を機動的に支援するために、補助金交付対象の「地域防災力向上」活動主体を市町村に加え、自主防災組織等にも広げた(R5.4～)

通し番号	分類	内容	所管等	運用の現状	課題	今後の対応方針
1	過疎対策	地方における交通弱者対策	次世代交通課 地域交通戦略担当	<p>本県では、令和元年12月、国や市町村、交通事業者等とともに「次世代地域公共交通ビジョン」を策定し、関係者の役割分担と連携のもと、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて取組みを進めている。</p> <p>地域内の通院・通学・買い物や自宅から最寄りのバス停・駅までファーストワンマイルは市町村が担うこととなっており、市町村が基本的な役割分担のもと、地域の実情に応じて工夫を凝らしながら様々な手法を用いて取組みを進めている。</p> <p>国においても、別紙のとおり規制緩和をはじめ様々な取組みが進められている。</p> <p>こうした結果、R5年3月までに10市町で地域公共交通計画が策定されるとともに、近年、阿波市「あわめぐり」、松茂町「地域コミュニティバス」、美馬市「木屋平ラクバス」、神山町「Let's」などの運行を開始している。</p>	<p>地域の移動手段の確保には、地域の実情に応じた取組みが必要。</p>	<p>県はこれまでも、複数市町村を跨がり広域移動を担う幹線系統バスの維持確保や公共交通基盤が脆弱かつ財政的に厳しい過疎・準過疎市町村の取組みに対する支援のほか、徳島県生活交通協議会を通じて情報を共有するなど全体の調整役として、県民の移動手段の確保に努めているところであり、引き続きしっかり取り組んで参る。</p>
2	子育て支援 (行政事務簡素化)	障がい者の事務手続き簡素化	障害福祉課在宅サービス指導担当	<p>・療育手帳は、知能指数や日常生活での介助の必要性などを総合的に判断し、障がいの程度(等級)を決定しており、その状況を確認するための検査や、年齢によっては診断書等の提出を求めている。また、障がいの程度や必要な支援の状況は、成長とともに変化することがあるため、一度手帳を取得した場合でも、定められた期間ごとに、更新手続きを求めている。</p> <p>・特別児童扶養手当の認定は、法律に基づいており、療育手帳の等級判断とは別の基準で判断されるとともに、受給資格や所得制限等があるため、別途、医師による診断書や世帯状況及び所得状況等が確認できる書類の提出が必要となっている。</p>	<p>・マイナンバー制度導入後は、情報連携対象事務について、申請者はマイナンバーを記載することにより、国や地方公共団体の各種手続きにおいて、住民票や課税証明書等の添付書類を省略できるようになったが、医師の診断書や意見書等を含む申請書類は、市町村、県、医療機関などの複数の部署を経由して処理されることから、オンライン化には、情報セキュリティの確保及び個人情報保護を前提とした、情報の伝送を安全かつ円滑に行っていくための技術的及び運用管理上の基盤整備が必要である。</p>	<p>・特別児童扶養手当に係る事務手続きについて、令和4年度地方分権改革に関する四国内の共同提案において、オンライン化できるよう、国に対し見直しを求めている。</p> <p>・今後もマイナンバーカードの普及やデジタル技術の進展を踏まえ、障がい児者本人やその御家族の行政手続きに係る負担軽減に努めたい。</p>
3	農業の振興	農産物の輸出	もうかるブランド推進課 輸出推進担当	<p>国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)では、令和4年度末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にすることとされた。</p> <p>この対象手続の中に、「保育施設等の利用申込」も含まれており、県としては「副市町村長・総務課長会議」等の場において、市町村に対応を促してきた。</p> <p>その結果、令和4年度末時点で約8割の市町村においてオンライン手続可能となっている。</p>	<p>一部自治体では未対応となっている。 (未対応:阿波市、勝浦町、上勝町、藍住町、つるぎ町)</p>	<p>今後とも市町村へ「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」のオンライン化を促すとともに、マイナンバーカード及びマイナポータルの利便性向上と理解促進を図ってまいりたい。</p>
				<p>農産物の海外輸出には、植物検疫や輸出先国への残留農薬基準への対応が必要である。もうかるブランド推進課内に「農畜水産物等輸出サポートセンター」を設置し、県内の事業者・生産者に対し、各国・地域の植物検疫や輸出先の市場情報の提供などを行い、事業者・生産者からの相談にワンストップで対応している。</p> <p>また、「とくしまブランド戦略」に基づき、「なると金時」や「阿波尾鶏」など、県産品の輸出拡大を目的に、とくしまブランド推進機構と連携し、事業者・生産者の海外販路開拓支援を実施している。</p>	<p>動・植物検疫による輸入規制や相手先国・地域においては、日本と異なる残留農薬基準値が設定され、輸出の障壁となっている。</p>	<p>国に対し、輸出解禁や規制緩和を行う二国間協議の促進を提言するとともに、輸出先国における残留農薬基準値の設定や緩和を要望して参る。</p>

通し番号	分類	内容	所管等	運用の現状	課題	今後の対応方針
3	農業の振興	有機農業の推進	みどり戦略推進課 グリーン農業担当	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機農業」とは、有機農業推進法において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。 ・農産物に「有機」「オーガニック」などの表示を付すためには、JAS法に基づき「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関から認証される必要がある。 ・「有機JAS」は、諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠した基準となっている。 ・「有機JAS認証」の取得以外には、特に規制はない。 	<p>有機農業の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手間がかかる、労力不足 ・資材コストが高い ・安定生産(収量、品質) ・販路、販売価格の確保 	<p>有機農業の拡大に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に適した栽培技術の開発、生産現場への実装 ・栽培技術の普及を担う指導者の育成 ・地域で発生する有機物資源の肥料、土づくりへの活用 ・有機農産物のPR、実需者とのマッチングなどによる消費拡大 ・有機農業の意義・価値に関する消費者理解の促進 <p>有機JASに関する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人徳島県有機農産物認証協会が認証業務を実施 ・県では、農業者に対する相談窓口を設置、研修を実施
4	人材育成支援	リスクリングの推進	<p>労働雇用戦略課 雇用促進戦略担当</p> <p>企業支援課 商業振興・経営支援担当</p> <p>産業人材育成センター 人材育成担当</p>	<p>○企業人材のリスクリング支援の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テクノスクールによる在職者訓練 ・平成長久館 ・中小企業向け融資制度(新事業展開・リカレント支援資金) <p>○企業の生産性を高める取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業向け融資制度 ・とくしまスマートワークプロジェクト(テレワークや業務デジタル化導入支援・テレワーク講座) 	<p>中小企業は、リスクリングのために長期に人材を割いたり、代替要員を雇用する余力がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の生産性を高める取組によりリスクリングに要する時間の確保を図るとともに、受講しやすい講座(テレワーク講座やeー長久館など)の開催によりリスクリングの機会を増やす取組を進める。 ・代替要員の確保に資する国の補助金(経産省の「副業・兼業支援補助金」など)の活用を促す周知広報を行う。